

国民健康保険の保険証が更新されます

7月31日(日)までに郵送します

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(日)です。新しい保険証は7月末までに各世帯に郵送します(7月20日より順次発送)。70〜74歳までの人の保険証は、高齢受給者証も兼ねています。8月になっても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

70〜74歳までの人の保険証には負担割合が表示されます

負担割合は(3割、2割、2割へ特例措置により1割)のうちどれかが表示されます。

負担割合の判定と収入額による再判定

70〜74歳までの人の負担割合は下図の流れで決まります。

負担割合が軽減される場合

3割負担となった人で、収入額による再判定は基準を満たす場合、申請により負担割合が軽減されます(該当の可能性のある人には別途申請書を送付)。
 国民保・年金課 ☎948 6363・☎934 2631

7月26日(火)から 各支所での本人確認で個人番号カードを郵送します

遠方などの理由で市民課への来所が困難な人は、7月26日から各支所・出口出張所(市民サービスセンターは不可)で手続きしていただくと、約1週間後にカードを本人限定郵便で郵送します。

【必要書類】 交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カード(持っている人のみ)、本人確認書類

本人確認書類

《次のうちいずれか1点で可》 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
 《次のうちいずれか2点で可》 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳など

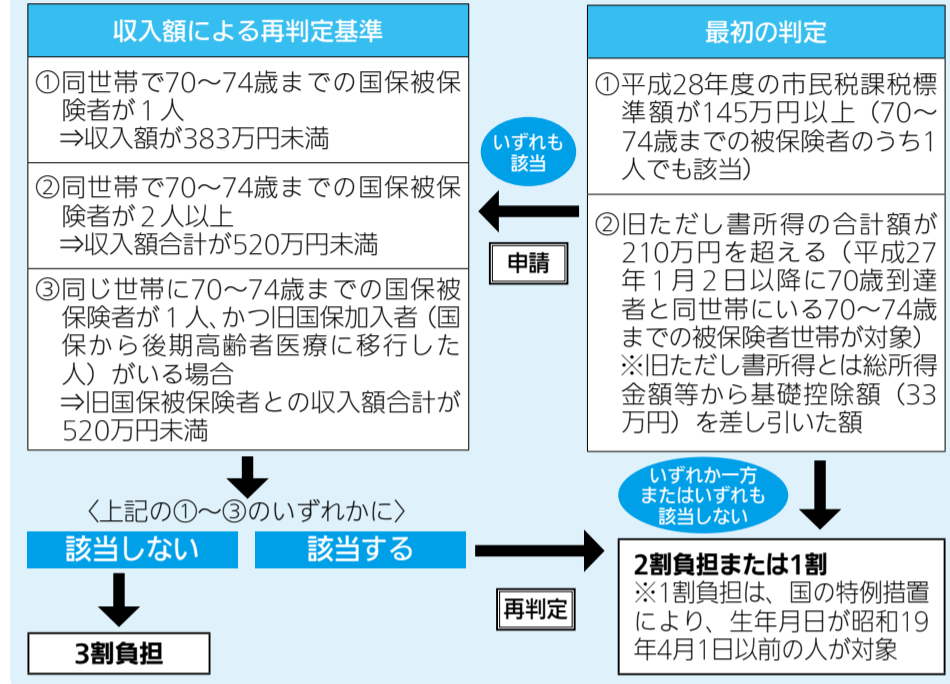
※15歳未満などの法定代理人のみ代理権の確認書類(戸籍謄本その他の資格を証明する書類)が必要です。ただし同一世帯の親などは不要

【手続き時の注意点】

- 個人番号カードは支所ではお渡しできません(市民課で手続きした場合は直接お渡しできます)
- 15歳未満や成年被後見人には、本人とその法定代理人(父母など)の同行が必要です
- 法定代理人以外の代理人の手続きは、市民課のみです
- 7月26日(火)以降しばらくの間は、混雑が予想されます

国民保 ☎0570-089-017・☎934-1801

【負担割合の判定基準および収入額による再判定基準】



保険料の納め方

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」のいずれかで、被保険者一人一人が納めます。

天引き対象となる 年金額が 年額18万円未満	はい	普通徴収 納付書(支払場所は支所、金融機関、コンビニ)または口座振替で納めます。 平成28年度の納期限
	いいえ	特別徴収
介護保険料との合計額が、 天引き対象となる 年金額の 2分の1を 超える	はい	普通徴収
	いいえ	特別徴収

申請により、口座振替に変更できます。

特別徴収	
年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ天引きされます。	
仮徴収	本徴収
4月・6月・8月	10月・12月・2月
前年の所得が確定するまでは、仮計算された保険料(原則2月と同額)を年金天引きします。	前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて天引きします。

国民保 ☎948-6862・6406・6370・☎934-1763

「後期高齢者医療」の被保険者証(以下、保険証)と保険料の切り替え時期となりました。7月中旬に新しい保険証と保険料の納入通知書を郵送します。大切なお知らせですので、7月末までに届かない場合は、連絡してください。

8月からは薄い水色の保険証を送りますので、8月1日(月)からは、薄い水色の保険証をご使用ください。

納付書での支払期限
第1期は8月1日(月)

今年度の保険料納入通知書を送りますので、内容を確認してください。(下図参照)
納付書で支払う場合の第1期納期限は8月1日(月)です。
支所、金融機関、コンビニでお支払いください。

保険料の軽減

【均等割額】 世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。

世帯の総所得金額等 (世帯主と被保険者により判定)	軽減割額
33万円以下の世帯 被保険者全員の各所得が0円となる場合(公的年金所得は控除額を80万円として計算)	9割
上記以外の場合	8.5割
【33万円+26.5万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	5割
【33万円+48万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	2割

※65歳以上の公的年金などの所得は最大15万円を差し引いて判定
 ※世帯主が後期高齢者でない場合も判定の対象
 ※判定には、譲渡所得の特別控除や専従者控除は適用外

【所得割額】 所得金額が58万円以下の人は「所得割額」が5割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった人】 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者だった人は、所得割額が課されず均等割額が9割軽減されます。ただし、国民健康保険(国民健康保険組合を含む)加入者だった人には適用されません。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

均等割額
46,308円

所得割額
所得金額 × 所得割率 9.16%

※所得金額=前年の所得の合計額-基礎控除額(33万円)
 ※均等割額と所得割率は県内一律

一人あたりの保険料
最高限度額57万円

後期高齢者医療

新しい保険証と
保険料の納入通知書

7月中旬に
送ります